

◇大阪市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 1 児童福祉法に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（令和7年2月26日）から施行することにしました。

（こども青少年局中央こども相談センター）